

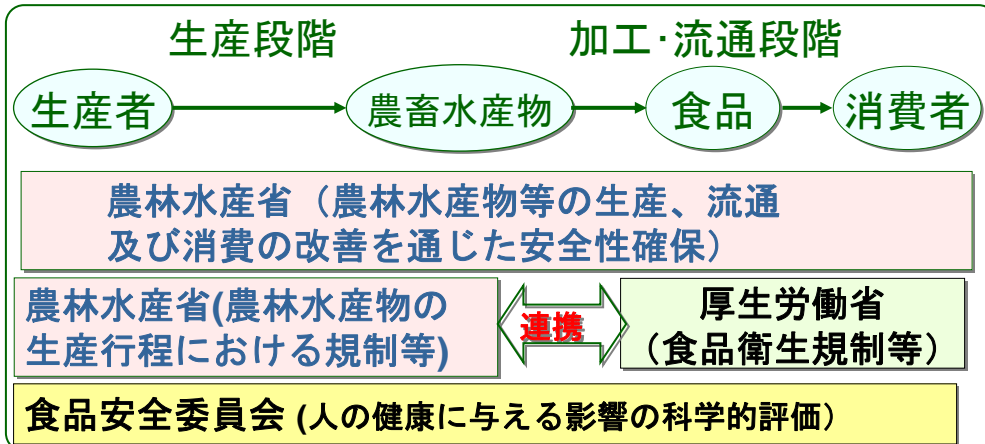
# 食品による健康被害発生防止のための 農林水産省の平時の取組と緊急時の 対応について

2007 年 10 月

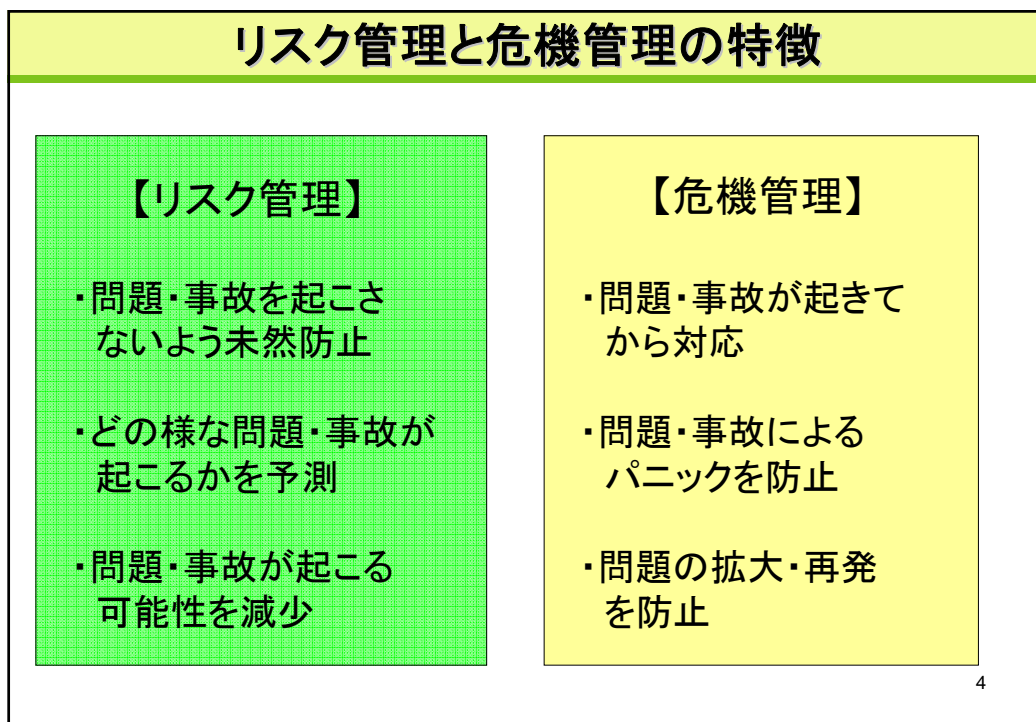
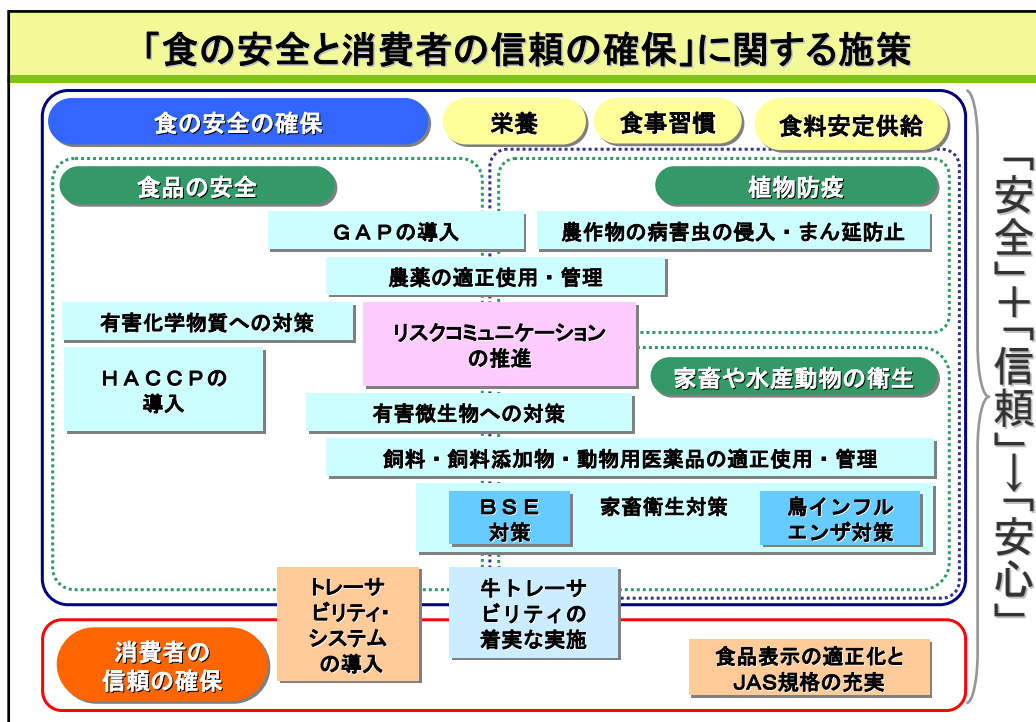
農林水産省  
消費・安全局 消費・安全政策課  
古畑 徹

## 農場から食卓までの安全対策の徹底

消費者に安全な食料を供給するためには、生産段階から消費段階にわたる安全対策の徹底が必要



〈平成17年5月25日(参)(自)政策審議会勉強会提出資料を修正〉



## 食品安全確保のための施策

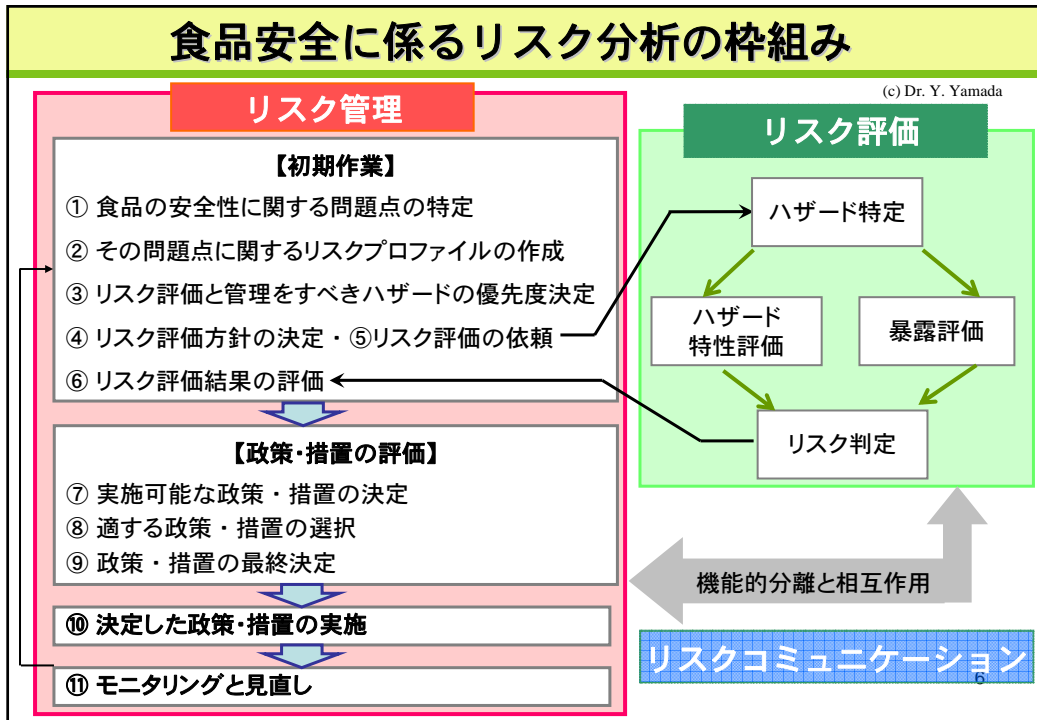
### リスクに基づいた措置

- リスク分析
- 科学に基づく ← WTO SPS協定 第2条2

### 法律に基づいた措置

農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の生産資材の品質の保全や適正な使用等を確保するための製造、販売、使用等の規制  
 （農薬取締法、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、薬事法（厚労省共管）等）<sup>5</sup>

## 食品安全に係るリスク分析の枠組み



## リスク管理の標準手順書(SOP)の作成① (Standard Operating Procedure)

### 【なぜ必要か?】

- ・リスク管理の手順が明らかではなかった。
- ・担当者が変わっても一貫して実施する必要がある。
- ・国民に、取組状況を説明する必要がある。

### 【誰が使うのか?】

- ・ 農林水産省消費・安全局でリスク管理を行う職員

## リスク管理の標準手順書(SOP)の作成② (Standard Operating Procedure)

公表:2005年8月25日

### 【内容】

農林水産省が行うリスク管理(危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等)の標準的な手順を明確にした手順書

### 【効果】

- ・ 科学的原則に基づいて国際的に合意された枠組みに則ったリスク管理が可能
- ・ リスク管理を一貫した考え方の下で実施
- ・ リスク管理の過程で利害関係者の意見を反映

## SOPの内容① <適用範囲>

### 【適用範囲】

- ◆ 原則、これからリスク管理を実施する危害要因が対象

### 【例外事項】

- 食品安全基本法で規定された法定諮問事項で、既にリスク管理の枠組みが確立しているもの
- 緊急事態への対応

9

## SOPの内容② <一般原則>

### 【一般原則】

- ◆ リスク管理の目的
- ◆ 科学的な根拠
- ◆ リスクに基づく食品安全行政
- ◆ 記録の保存
- ◆ リスクコミュニケーション
- ◆ 関係機関との連携
- ◆ SPS協定との整合性
- ◆ 一貫性

10

## SOPに基づく具体的な取組①

- 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト  
(2006.4.20公表)
- 食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング計画
  - ◆ 中期計画(2006.4.20公表)
  - 今後5年間に実態調査を実施すべき有害化学物質リスト
  - ◆ 2007年度年次計画(2007.6.29公表)
  - 2007年度に実態調査を実施すべき有害化学物質リスト
- サーベイランス・モニタリングを実施する際には、分析法の妥当性確認と精度管理を要求

11

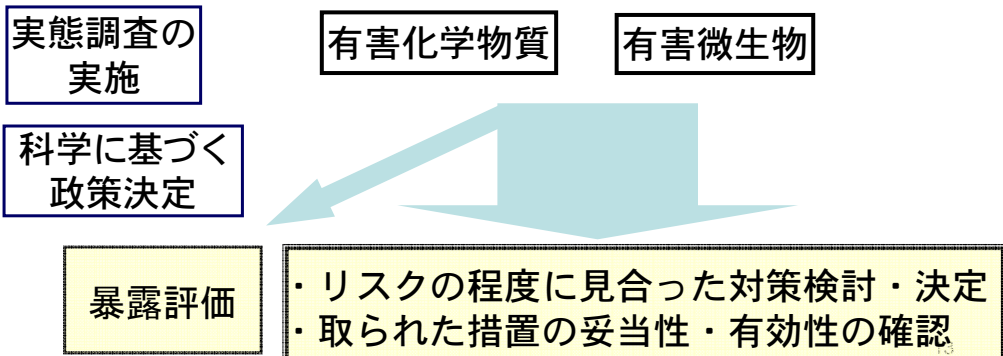
## SOPに基づく具体的な取組②

- 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト  
(2007.4.25公表)
- 食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング計画
  - ◆ 中期計画(2007.4.25公表)
  - 今後5年間に実態調査を実施すべき有害微生物リスト
  - ◆ 2007年度年次計画(2007.6.29公表)
  - 2007年度に実態調査を実施すべき有害微生物リスト

12

## 有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査

- 国際的な動向として、健康への悪影響を未然に防止するための政策を科学に基づいて決定するために、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測する必要
- このため、フードチェーンにおいてどのような有害化学物質や有害微生物が含有されているかの実態調査が必要



## リスク管理措置の傾向①

□ 最終製品の検査から生産・流通・消費の一連の過程の管理へ

ガイドラインに基づく低減対策含む

【コーデックスの考え方】

- 1) 食品汚染の防止、低減のための各種対策の実施
- 2) 実態調査等に基づく実施基準の食品汚染低減効果の評価
- 3) 必要であれば、基準値の設定、またはその他のリスク管理

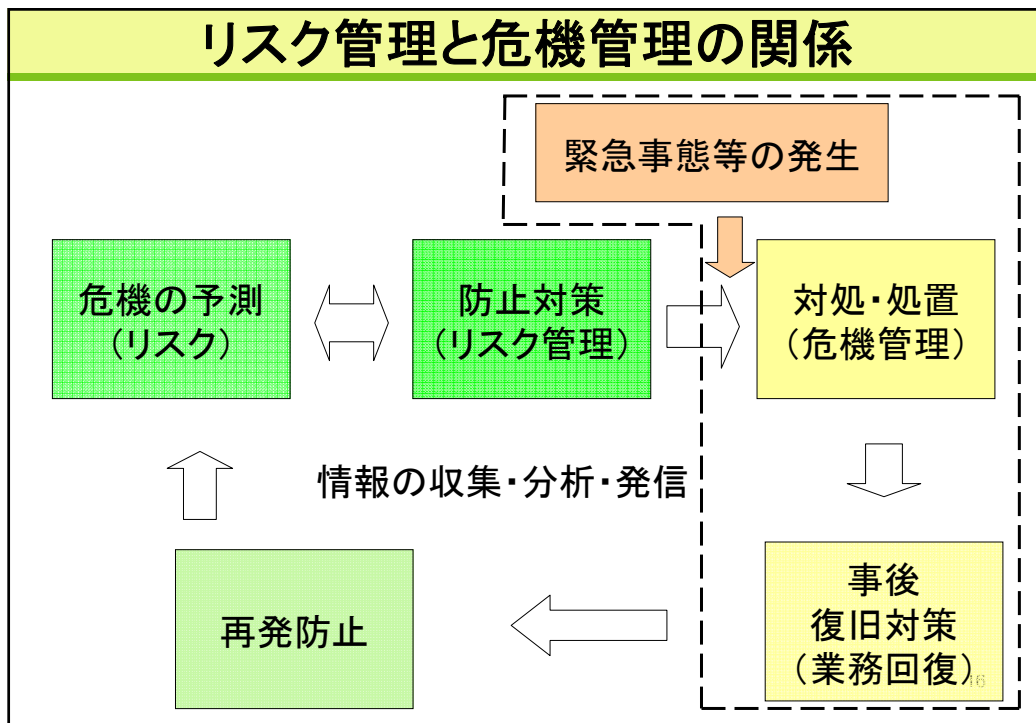
➤ 最終製品の規格・基準を設定し、検査するよりも、生産加工段階を管理する方が効率的かつ経済的。

規制(基準)が全てではない

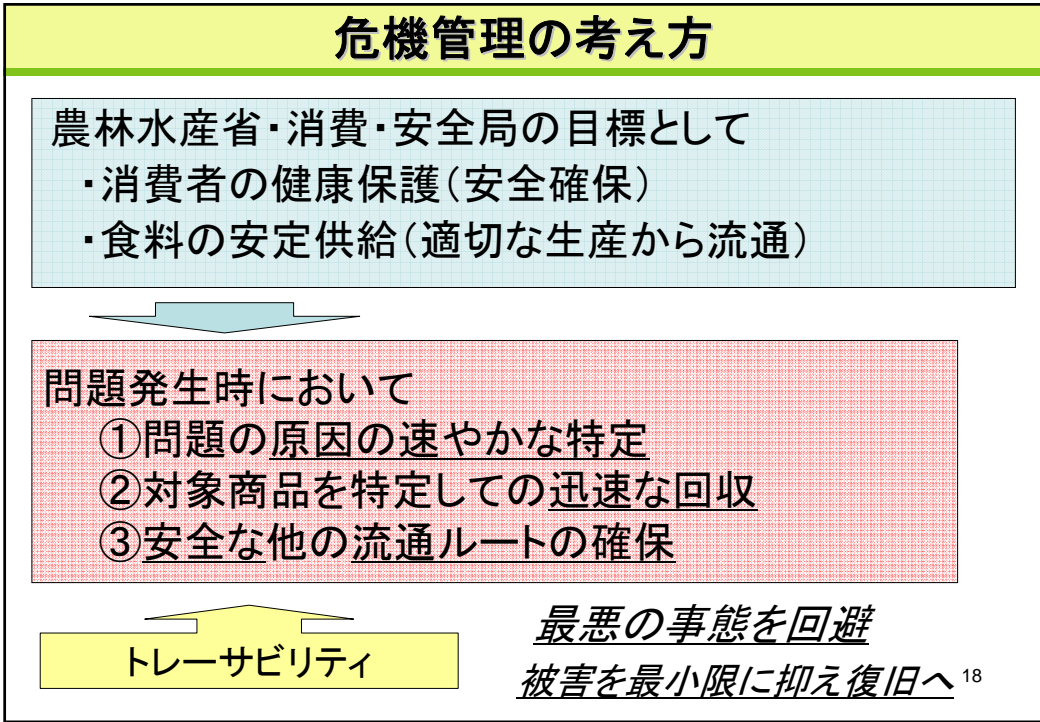
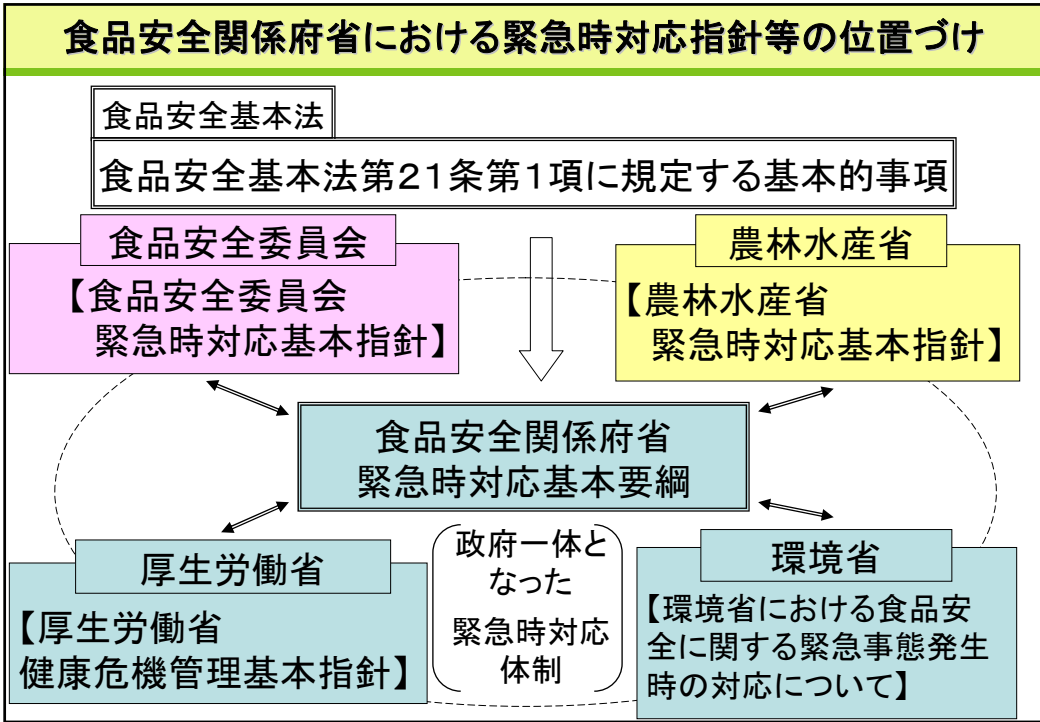
14

# 危機管理

15







## 農林水産省食品安全緊急時対応基本指針 (平成16年2月公表)

### 緊急事態の類型ごとに実施指針

国民に対し、食品安全に関する緊急事態が発生した際に、農林水産省が主として取り組む事項を明示

1. 製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針
2. 農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針
3. 農林漁業の生産環境に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針(一部検討中)

## 危機に備えた取組

### 対応マニュアルの作成

- ・内部マニュアル等の作成
- ・訓練結果を踏まえた見直し

### マニュアルに基づいた訓練

- ・模擬訓練(シナリオ非提示)
- ・緊急時公表資料作成訓練
- ・関係機関との連携訓練(地方農政局、都道府県)等



危機管理に関する職員の熟練度の向上

20

(参考)

## 内部マニュアルについて

### 1. 製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針

・製造・加工／流通・販売

### 2. 農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針

・動物用医薬品等                      ・肥料  
・飼料及び飼料添加物            ・農薬

### 3. 農林漁業の生産環境に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針(一部検討中)

・土壌汚染  
・魚介類

等 21